ＪＰ労組北陸退職者の会会報

第37号
2023年１月１日
発行責任者
近藤源一郎
編集責任者
串田信行

新年明けましておめでとうございます

令和５年の年頭にあたり北陸地方幹事会を代表してご挨拶を申し上げます。

昨年は組織内議員候補者「しば慎一さん」を国会に送り、小沢まさひと参議院議員と協同して社会福祉問題等を取り上げ、国会で活躍されている報道を見聞きし、北陸地方退職者の会として誇りを感じます。

新型コロナ感染症も３回以上のワクチン接種、国産の経口治療薬や国産のワクチンも誕生し、ウイズコロナで普通の生活が可能となりました。その一方で、団塊の世代が５人に１人となる２０２５年問題も避けて通れない課題となっています。健康長寿は「集う、話す」ことだと言われています。「一人は皆のため、皆は一人のため」の精神で会員拡大にご協力いただくことを願い申し上げて新年のご挨拶といたします。

ＪＰ労組北陸地方退職者の会　会長
近藤源一郎

謹賀新年

会長　近藤源一郎　福井　福井東部
副会長　川添晃　富山　富山東部
事務局長　串田信行　石川　石川中央
幹事　本間重雄　富山　富山西部
幹事　西田一朗　富山　富山西部
幹事　尾田隆　石川　石川中央
幹事　中西伊知郎　石川　郵政金沢
幹事　政所峯子　福井　福井中部
幹事　塚本隆　福井　福井南部
幹事（中央幹事兼任）　坂本哲治　富山　富山東部
会計監査　車谷芳宏　石川　石川中央
会計監査　東幹雄　福井　福井東部

新年あけましておめでとうございます

ＪＰ労組北陸地方本部
執行委員長　黒崎　寿

北陸退職者の会の皆さま、ご家族の皆さまには、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、昨年7月に投開票された第26回参議院議員選挙において、ＪＰ労組組織内候補として擁立した「しば慎一」中央副執行委員長の当選に向けた戦いの中で、北陸退職者の会の会員の皆さんをはじめ、ご家族ご親戚・ご友人の方々の熱いご支援・ご協力をいただき、見事に当選させることができました。あらためて、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も発生から丸三年を経過しました。今後は、感染防止を徹底しながら、今まで開催が難しかった退職者の会の主活動である「親睦と交流」を深めていただけるよう、北陸地方本部としてしっかりお支えをしていきたいと考えています。

結びになりますが、本年4月に統一地方選挙が実施されます。ＪＰ労組北陸地方本部として組織内候補福井県議会議員「西畑知佐代」、津幡町町議会議員「竹内竜也」両名を推薦し合わせて各県連合組織の推薦候補の、ご支援をお願い申し上げ新年のごあいさつといたします。

明けましておめでとうございます

参議院議員　柴　慎一

みなさまおそろいで、晴れやかな新春をお迎えのことと存じます。

昨年の第26回参議院議員選挙では、みなさまのご支援により、難波議員からの思いのこもったタスキを繋ぐことができました。先輩の小沢雅仁参議院議員議員とともに、働く者・生活者のための政治、ＪＰ労組の政策実現に全力で取り組んでいく決意です。

国際情勢の不安定化、環境・気候変動問題、少子高齢社会への対応、国民生活を直撃する物価高騰など、政治が取り組まなければならない課題は山積しています。私自身も所属する財政金融委員会での初めての質疑に立つなど、国会議員としての活動をスタートしました。働く者・ＪＰ労組の代表としての大きな責任を自覚し、日々研鑽に努めていきます。

本年は、兎（うさぎ）年です。兎はその跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれてきました。郵政グループが国民・お客さまから親しまれ、事業の飛躍を果たし、退職者の会会員とご家族の安心と幸せの実現につながる年となるよう願っています。

結びに、２０２３年がみなさまにとって素晴らしい年となることをお祈り申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

新年あけましておめでとうございます

参議院議員　小沢　雅仁

日頃よりＪＰ労組北陸退職者の会会員・ご家族の皆さまから大きなご支援をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

参議院議員選挙におきましては難波奨二さんの熱い思いを受け継ぎ、しば慎一参議院議員を誕生させることが出来ました。心より感謝申し上げます。

昨年はロシアによるウクライナへの軍事攻撃により、子ども達を含む罪のない多くの命が失われたことは胸が締め付けられる思いであり、改めて戦争の悲惨さと平和の大切さを痛感した年でもありました。一方、国内では長引くコロナ禍と円安による物価の高騰や、１９９０年代から続く日本の賃金水準の低迷により国民生活は困窮を極めております。

私たち立憲民主党は、昨年8月に新体制をスタートさせ、日々の生活の中で感じる理不尽を一つひとつ地道に解決し、来たるべき統一地方自治体選挙の勝利を目指し「もっと良い未来」を追求して参ります。

日本郵政グループを取り巻く環境も人口減少やデジタル化の進展等により大変厳しい状況ですが、郵政事業の持続的な発展のために組織内議員の皆さんと連携して頑張って参ります。

結びに、仲間の皆さまにとりまして本年が幸多い一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭のあいさつとします。

昨年10月から、後期高齢者（75歳以上）に「医療費２割負担」が新設されました!!

昨年は年金支給額が 0.4%減額となり、後期高齢者の医療費負担割合に２割が新設されました。その上、物価高騰で私たち高齢者の生活は苦しくなるばかりです。

今後の社会保障制度や税制についても改正（改悪）が検討されています。私たちは社会保障や税金の仕組みをしっかり把握し、安心して生活できる制度の構築を求めていかなくてはなりません。

【後期高齢者の医療費の負担割合】

<同一世帯に 75 歳以上が１人の場合>

～住民税課税所得 28 万以上 かつ 年収 200 万以上は２割負担～

区分	住民税課税所得	年金収入＋その他の所得額	自己負担割合
一般・低所得者	28 万円未満		１割
一定以上の所得者	28 万円以上	200 万円未満	１割
		200 万円以上	２割
現役並み所得者	145 万円以上		３割

<同一世帯に 75 歳以上が２人以上いる場合>

～住民税課税所得が一人でも 28 万以上 かつ 年収が世帯合計で 320 万円以上は２割負担～

区分	住民税課税所得	年金収入+その他の所得額（世帯合計）	自己負担割合
一般・低所得者	全員 28 万円未満		１割
一定以上の所得者	一人でも 28 万円以上	320 万円未満	１割
		320 万円以上	２割
現役並み所得者	一人でも 145 万円以上		３割
※同一世帯の 75 歳以上は、全て同じ負担割合となります。			

<医療費の負担割合イメージ>

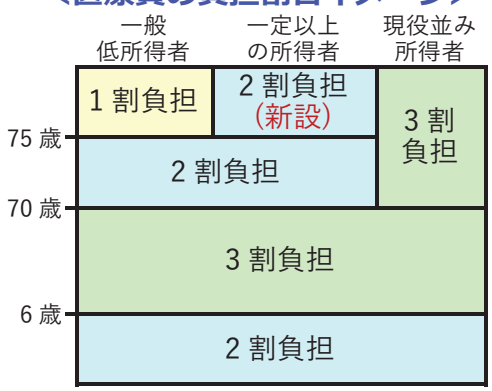

<経過措置(３年間)>

改正により２割負担となる方は、１ヶ月の負担増加額が最大 3,000 円とする経過措置があります。

＜例：１ヶ月医療費 50,000 円の場合＞		
①	負担割合　１割時(改正前)	5000 円
②	負担割合　２割に変更後	１万円
③	自己負担の増（②－①）	5,000 円
④	自己負担の増：上限額	3,000 円
⑤	返金額（③－①）	2,000 円
※3 年間(2025 年 9 月 30 日まで)です。		

【負担割合の判定例(「住民税課税所得」の算出)】

＜単身世帯のケース＞	＜複数世帯のケース＞
単身(77 歳)：収入 200 万円(年金収入のみ)	夫(77 歳)：収入 200 万円(年金収入のみ) 妻(75 歳)：収入 120 万円(年金収入のみ)
〈課税所得の算出〉 200 万円(年金収入)－110 万円(年金控除)－17 万円(後期高齢＋介護保険控除)－43 万円(基礎控除)＝30 万円(住民税課税所得) ⇒ 課税所得 28 万以上かつ所得額 200 万以上に該当し２割負担です。	〈課税所得の算出〉 夫：200 万円(年金収入)－110 万円(年金控除)－17 万円(後期高齢＋介護保険控除)－43 万円(基礎控除)－38 万円(配偶者控除)　＝△8 万円 妻：120 万円(年金収入)－110 万円(年金控除)－9 万円(後期高齢保険+介護保険)－43 万円(住民税基礎控除)＝△42 万円 ⇒ 課税所得は２人とも 28 万未満で１割負担です。

上記、単身世帯のケースは ２ 割負担となりましたが、住民税課税所得は基準となる 28 万円をオーバーしているのは僅か ２ 万円です。医療費控除、生命保険料控除などがあって確定申告すれば 28 万円未満となり「１割負担」になる可能性があります。

次ページの北陸太郎さんは確定申告すると医療費は１割負担となり、確定申告しないと２割負担となるケースです。参考とし、該当しそうな方は確定申告を検討してください。

年金受給者も確定申告で税金が戻ってくる？「源泉徴収票」に税額が記載されている方は検討を！！

１月中に前年の年金支払額や源泉徴収税額などが記載された「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。年金収入のみの方は「確定申告不要制度」があり、確定申告をされている方は少ないと思います。

しかし源泉徴収額が記載されている場合、前年に「扶養親族等申告書」を未提出の方、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、確定申告をすれば税金が戻ってくる可能性があります。

北陸太郎さん夫婦の例を紹介しますので参考としてください。

確定申告不要制度の対象者は
①年金収入が 400 万円以下
②年金以外の所得が 20 万円以下
２つの条件に該当の方。

<北陸太郎さんの確定申告：例>

北陸太郎(76歳)　・公的年金238万円（老齢基礎年金78万円　共済年金160万円）
北陸花子(72歳)　・公的年金160万円（老齢基礎年金78万円　厚生年金82万円）

内訳		所得税	住民税
収入額	公的年金（78万円＋160万円）	2,380,000	2,380,000
①所得額	240万円－110万円(公的年金控除額)	1,280,000	1,280,000
所得から控除される金額	社会保険「後期高齢医療保険料」	119,800	119,800
	社会保険「介護保険料」	91,000	91,000
	基礎控除（本人控除）	480,000	430,000
	配偶者(特別)控除：所得 133万円まで控除対象 ※花子さんは所得50万(160万－110万)で算出	380,000	330,000
	医療費控除：所得額×5%以上が控除対象 （北陸太郎：128万×5%＝64,000円） ※ 夫婦で15万円を支払い	86,000	86,000
	生命保険料控除 ※夫婦で一般生命5万円、介護医療5万円支払い	65,000	53,000
	地震保険料控除：2万円支払い	20,000	10,000
②控除額の合計		1,241,800	1,119,800
課税される金額(①-②)　※1,000未満切捨て		38,000	160,000
確定申告後の税額	③所得税＝38,000×5.105%　※100未満切捨て ④住民税＝160,000×10%+5,500(均等割り) －5000(人的控除調整)	1,900	16,500
源泉徴収の税額	⑤「扶養親族等申告書」提出 ※配偶者控除29万円控除を適用	8,168	
	⑥「扶養親族等申告書」未提出 ※配偶者控除は未適用	28,078	
還付される金額	③－⑤「扶養親族等申告書」提出	-6,268	
	④－⑥「扶養親族等申告書」未提出	-26,178	

65 歳以上の年金控除額は、収入 330 万円まで 110 万円。

後期高齢・介護保険は金沢市を参考とした。
※100 円未満切捨て

所得額(48～133 万)で段階的に減額となる。
※所得税：最高 48 万円
住民税：最高 38 万円

所得額 200 万円以上は、10 万円を超える医療費が控除対象。
※最大 200 万円

生命・介護医療・個人年金の最大額は、所得税 12 万円、住民税 7 万円。

所得税は住民税の約 8 倍となりました。住民税の税率は所得税の 2 倍ですが、各種控除額が少ないためです。

還付金に約 2 万円の差額が出るのは、扶養控除等申告書を出した場合、配偶者控除が適用されるからです。

北陸太郎さんは**住民税の軽減効果も合わせ、「扶養親族等申告書」提出の場合は約 2 万円、未提出の場合は約 7 万円(配偶者特別控除が適用となり)**の節税となります。

なお、源泉徴収額が 0 円の方でも住民税が課税されているケースがあります。上表・青色部分の住民税・控除が少ないことや均等割り加算などが要因です。そんな方は「住民税申告書」を居住する自治体に提出することで住民税が軽減となる場合があります。

確定申告・住民税の申告期間は 2 月 16 日から 3 月 15 日までとなっています。所得税が還付となる「還付申告」は、翌年 1 月 1 日から 5 年間提出することができます。